

加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。
- この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。

●生年月日の年号に☑し点をご記入ください。

1. 申出者

▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

フリガナ	ネンキン イチロウ	基礎年金番号	1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0
氏名	年金 一郎	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ₅				年						
			<input checked="" type="checkbox"/> 平成 ₇	4	9	10	06						

- 企業型確定拠出年金に加入している方は、この届書を提出することはできません。
- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
- 掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月以降の掛金の納付はできません。
例えば、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分で納付（10/26引落）する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付（12/26引落）する場合は、拠出ができません。
- 拠出限度額と掛金額との差額は、拠出単位期間内に限り繰り越すことが可能です。
※ただし、拠出単位期間内に企業型確定拠出年金に加入していた期間がある方は、加入期間中の拠出限度額との差額を繰り越すことはできません。

「納付済」欄について

- 既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
- ※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について

- 掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
- 申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定

当年【令和 1 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	23,000 円	円
2月26日引落 (1月分)	23,000 円	円
3月26日引落 (2月分)	23,000 円	円
4月26日引落 (3月分)	23,000 円	円
5月26日引落 (4月分)	23,000 円	円
6月26日引落 (5月分)	23,000 円	円
7月26日引落 (6月分)	円	0 円
8月26日引落 (7月分)	円	46,000 円
9月26日引落 (8月分)	円	0 円
10月26日引落 (9月分)	円	0 円
11月26日引落 (10月分)	円	0 円
12月26日引落 (11月分)	円	92,000 円
合計		138,000 円

3. 翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和 2 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0 円
2月26日引落 (1月分)	0 円
3月26日引落 (2月分)	0 円
4月26日引落 (3月分)	92,000 円
5月26日引落 (4月分)	0 円
6月26日引落 (5月分)	0 円
7月26日引落 (6月分)	0 円
8月26日引落 (7月分)	92,000 円
9月26日引落 (8月分)	0 円
10月26日引落 (9月分)	0 円
11月26日引落 (10月分)	0 円
12月26日引落 (11月分)	92,000 円
合計	276,000 円

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映となります。
(26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落されます)



受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 (株)〇〇銀行

5月受付で掛金額を変更するケース
(拠出限度額が月額23,000円の場合)

受付金融機関	事務処理センター
令和, 年 月 日	

加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
 - 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
 - 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
 - 身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。
 - この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
- 生年月日の年号に☑し点をご記入ください。

1. 申出者

▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

フリガナ	ネンキン イチロウ	基礎年金番号	1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0
氏名	年金 一郎	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ₅		年				月		日		
			<input checked="" type="checkbox"/> 平成 ₇	4	9	10	06						

- 企業型確定拠出年金に加入している方は、この届書を提出することはできません。
- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
- 掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月以降の掛金の納付はできません。
例えば、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分で納付（10/26引落）する場合は、年1回11月分で納付（12/26引落）する場合は、拠出ができません。
- 拠出限度額と掛金額との差額は、拠出単位期間内に限り繰り越すことが可能です。
※ただし、拠出単位期間内に企業型確定拠出年金に加入していた期間がある方は、加入期間中の拠出限度額との差額を繰り越すことはできません。

「納付済」欄について

- 既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
- ※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について

- 掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
- 申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定

当年【令和 1 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	円	円
2月26日引落 (1月分)	円	円
3月26日引落 (2月分)	円	円
4月26日引落 (3月分)	円	円
5月26日引落 (4月分)	円	円
6月26日引落 (5月分)	円	円
7月26日引落 (6月分)	円	0円
8月26日引落 (7月分)	円	0円
9月26日引落 (8月分)	円	0円
10月26日引落 (9月分)	円	0円
11月26日引落 (10月分)	円	0円
12月26日引落 (11月分)	円	138,000円
合計		138,000円

3. 翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和 2 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0円
2月26日引落 (1月分)	0円
3月26日引落 (2月分)	0円
4月26日引落 (3月分)	0円
5月26日引落 (4月分)	0円
6月26日引落 (5月分)	0円
7月26日引落 (6月分)	0円
8月26日引落 (7月分)	0円
9月26日引落 (8月分)	0円
10月26日引落 (9月分)	0円
11月26日引落 (10月分)	0円
12月26日引落 (11月分)	276,000円
合計	276,000円

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映となります。
(26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落されます)



受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	(株)〇〇銀行
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------

6月受付で新規加入し
年1回12月引落で掛金額を拠出するケース
(拠出限度額が月額23,000円の場合)

受付金融機関	事務処理センター
令和、 年 月 日	